

○三重県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

1 条例制定の経緯

児童福祉法（以下「法」という。）に位置づけられている一時保護施設について、従来は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に規定する児童養護施設の基準が準用されてきましたが、より手厚い対応をするため、令和4年6月の法改正により、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（以下「内閣府令」という。）が創設されました。

法第12条の4により、一時保護施設の基準は、内閣府令に従い、又は参酌して県の条例で定めることとされていることから、設備及び運営に関して必要な事項を定めるものです。

2 基準の概要

本条例で定めようとする一時保護施設の基準等は次のとおりです。

(1) 県独自の基準を設けるもの

該当なし

(2) 国の基準通りに定めるもの

外部評価、児童の権利擁護、設備の基準、職員の資格、要件、配置の基準や児童の生活支援、教育等のほか一時保護施設の運営について規定

3 パブリックコメント等について

(1) パブリックコメントについて

本条例骨子案についてパブリックコメントを実施しましたが、意見はありませんでした。

(2) 一時保護施設におけるアンケートの実施について

実施期間 令和6年10月～11月

対象者 29名（実施期間中に一時保護施設を退所した児童）

回答 15名（小学生4名、中学生8名、高校生3名）

【結果概要】

- ・児童の権利擁護に関する質問では、7割以上の児童から「一時保護所がどのような所か」、「一時保護所で生活することになった理由」、「今後についての意向」について、「説明をうけた」、「話を聞いてくれた」と回答がありました。
- ・一時保護所の職員に関する質問では、9割以上の児童から「職員は話を聞いてくれる」、「不安なことや困ったことがあった時職員に相談できる」と回答がありました。

- ・設備に関する質問では7割以上の児童が「居室は広い」、「お風呂やトイレは清潔に使われている」と回答し、9割以上の児童が「お風呂やトイレで、プライバシーは守られていた」と回答しました。
- ・生活に関する質問では、6割以上の児童から「学校に通いたい」と回答がありました。
- ・個別意見
 - スマホやPCなどの通信機器を使いたい
 - ピアスなどの装飾品やスキンケア用品を使いたい
 - 急遽家を離れて一時保護所に来たので、優しく接してほしい

【今後の対応】

内閣府令で定める、児童の権利擁護に関する規定（第9条）、所持品に関する規定（第12条）、職員の知識及び技能を向上させるための研修についての規定（第17条）、通学支援に関する規定（第29条）などにより、対応していきます。

4 今後のスケジュール

令和7年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（調査審議）

公布・施行